

No. 3

令和4年（6月）

第2回定例会議案

熊谷市

目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 3 3 号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度熊谷市一般会計補正予算(第13号))	財 政 課	1
第 3 4 号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理 事業特別会計補正予算(第1号))	財 政 課	5
第 3 5 号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市税条例の一部を改正する条例)	市 民 税 課 資 産 税 課	9
第 3 6 号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例)	資 産 税 課	13
第 3 8 号	熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動 用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正 する条例	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	16
第 3 9 号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例	職 員 課	17
第 4 0 号	熊谷市税条例等の一部を改正する条例	市 民 税 課 資 産 税 課 納 税 課	18
第 4 1 号	熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例	資 産 税 課	25
第 4 2 号	熊谷市農村センター条例の一部を改正する条例	江 南 行 政 セ ン タ ー	26
第 4 3 号	熊谷市都市公園条例の一部を改正する条例	公 園 緑 地 課	27
第 4 4 号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例	保 育 課	30
第 4 5 号	熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作 成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	31
第 4 6 号	財産の取得について (高規格救急自動車)	警 防 課 (契 約 課)	32
第 4 7 号	財産の取得について (高規格救急自動車)	警 防 課 (契 約 課)	33
第 4 8 号	財産の取得について (救助工作車(Ⅱ型))	警 防 課 (契 約 課)	34
第 4 9 号	財産の取得について (消防ポンプ自動車(CD-I型))	警 防 課 (契 約 課)	35

第 5 0 号	市道路線の認定について	管 理 課	3 6
第 5 1 号	市道路線の廃止について	管 理 課	3 8

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年度熊谷市一般会計補正予算（第 13 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 4 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

令和3年度熊谷市一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

令和 3 年度熊谷市一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 3 年度熊谷市の一般会計補正予算（第 1 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

令和 4 年 3 月 3 1 日

埼玉県熊谷市長 小 林 哲 也

第1表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	人件費	1,496千円
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	579,074千円
	2 児童福祉費	「STOPコロナ」子育て世帯臨時特別給付金給付事業	20,039千円
6 農林水産業費	1 農業費	かんがい排水補助事業	675千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業	55,479千円
		市道90007号線道路改良事業	78,660千円
		橋りょう整備事業	63,000千円
	3 河川費	排水機場維持管理経費	7,997千円
		新星川改修事業	5,381千円
	4 都市計画費	籠原駅南口線道路改良事業	25,440千円

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 4 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

令和3年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

令和 3 年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

令和 4 年 3 月 3 1 日

埼玉県熊谷市長 小 林 哲 也

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 区画整理費	2 上石第一土地区画整理費	上石第一土地区画整理実施事業	1 2 1, 1 2 3 千円
	3 上之土地区画整理費	上之土地区画整理実施事業	9 9, 4 8 7 千円

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 4 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2の表中「附則第15条第16項本文」を「附則第15条第15項本文」に、「附則第15条第16項ただし書」を「附則第15条第15項ただし書」に、「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に、「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に、「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に、「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に、「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に、「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に、「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に、「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に、「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に、「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に、「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に、「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に、「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に、「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に、「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に、「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に、「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に、「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に、「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に、「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正後の附則第 12 条第 1 項の規定は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 4 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成17年条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の見出し中「附則第15条第16項本文」を「附則第15条第15項本文」に改め、同項の表中「附則第15条第16項本文」を「附則第15条第15項本文」に、「附則第15条第16項ただし書」を「附則第15条第15項ただし書」に、「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に、「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に、「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第9項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第21項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熊谷市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 38 号

熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 17 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5, 8 0 0 円」を「1 万 6, 1 0 0 円」に改め、同号イ中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

第 9 条中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「3 1 万 5 0 0 円」を「3 1 万 6, 2 5 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の熊谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「公職選挙法施行令」の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 39 号

熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例

熊谷市職員退職手当条例（平成 17 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

附則第 17 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 17 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「雇用保険法」の一部改正に伴い、特定退職者に関する暫定措置の適用期限を延長したいので、この案を提出するものであります。

議案第 40 号

熊谷市税条例等の一部を改正する条例

(熊谷市税条例の一部改正)

第 1 条 熊谷市税条例（平成 17 年条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 4 中「の交付」の次に「(法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

第 33 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 33 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 34 条の 9 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書」を「確定申告書」に、「年度分」を「年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者

(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に、「法第314条の2第4項」を「同条第4項」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の

8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「閲覧は」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)は」に改める。

第73条の3中「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「交付は」を「交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)は」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2の表法附則第15条第2項第5号の項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同表法附則第15条第43項の項の次に次のように加える。

法附則第15条第44項	4分の3
-------------	------

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第26条を削る。

(熊谷市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊谷市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、熊谷市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中熊谷市税条例第36条の3第2項及び第3項並びに第48条第9項及び第15項の改正規定、第73条の2の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分に限る。）並びに第73条の3の改正規定（「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分に限る。）並びに附則第10条の2並びに第10条の3の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項の規定 公布の日
- (2) 第1条中熊谷市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中熊谷市税条例第18条の4の改正規定、第73条の2の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。）並びに第73条の3の改正規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の熊谷市税条例（以下「令和6年新条例」という。）第18条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(個人の市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の熊谷市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の熊谷市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の熊谷市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年新条例第73条の2(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

4 令和6年新条例第73条の3(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

令和4年6月2日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

「地方税法」の一部改正に伴い、個人の市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長を行うとともに、貯留機能保全区域内にある土地に係る固定資産税の課税標準の特例割合等を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 4 1 号

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成 1 7 年条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項の表に次のように加える。

法附則第 1 5 条第 4 4 項	4 分の 3
-------------------	--------

附則第 2 1 項中「若しくは第 4 0 項」を「、第 4 0 項若しくは第 4 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「地方税法」の一部改正に伴い、貯留機能保全区域内にある土地に係る課税標準の特例割合を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 4 2 号

熊谷市農村センター条例の一部を改正する条例

熊谷市農村センター条例（平成 1 7 年条例第 1 8 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表熊谷市江南農業総合センターの項を削る。

第 8 条第 2 項中「及び熊谷市江南農業総合センター」を削る。

附則第 3 項中「江南町農業総合センター設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年江南町条例第 2 2 号）又は」を削る。

別表の 3 熊谷市江南農業総合センター使用料の表を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市江南農業総合センターを廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第 4 3 号

熊谷市都市公園条例の一部を改正する条例

熊谷市都市公園条例（平成 1 7 年条例第 2 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

屋外プール	7 月から 9 月までの間において市長が別に定める期間	午前 6 時
屋内プール	1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日まで。ただし、毎月第 2 及び第 4 火曜日（これらの日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その翌日（この日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の祝日法に規定する休日でない最初の日））を除く。	午前 9 時

9 時から午後まで

9 時から午後まで

を

屋内プール	1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日まで。ただし、毎月第 2 及び第 4 火曜日（これらの日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その翌日（この日が祝日法に規定する休日に当た
-------	--

		<p>るときは、その翌日以後の祝日法に規定する休日でない最初の日))を除く。</p>
--	--	--

<p>午前 9 時から午後 9 時まで</p>

に改める。

別表第 5 の 2 熊谷運動公園の表(5)屋外プール使用料の表を削り、別表第 5 の 2 熊谷運動公園の表(6)屋内プール使用料の表を別表第 5 の 2 熊谷運動公園の表(5)屋内プール使用料の表とし、別表第 5 の 2 熊谷運動公園の表(7)相撲場使用料の表から別表第 5 の 2 熊谷運動公園の表(10)多目的広場使用料の表までを 1 表ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

令和4年6月2日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷運動公園の屋外プールを廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第 4 4 号

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊谷市立児童クラブ条例（平成 1 8 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立箱田児童クラブの項中「熊谷市中央一丁目 1 4 9 番地」を「熊谷市中央一丁目 1 番地」に改める。

第 2 条 熊谷市立児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立箱田児童クラブの項中「熊谷市中央一丁目 1 番地」を「熊谷市中央一丁目 1 4 9 番地」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 4 年 8 月 8 日から、第 2 条の規定は公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和 4 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立箱田高齢者・児童ふれあいセンターの改修に伴い、熊谷市立箱田児童クラブの位置を一時的に変更したいので、この案を提出するものであります。

議案第 4 5 号

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成 1 9 年条例第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の熊谷市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「公職選挙法施行令」の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成に係る公費負担の限度額の改定を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 4 6 号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 目 的 | 高規格救急自動車の配備 |
| 2 | 品目及び数量 | 高規格救急自動車 1台 |
| 3 | 取得価格 | 17,461,400円 |
| 4 | 契約の相手方 | 熊谷市佐谷田2089番地1
埼玉日産自動車株式会社 熊谷店
課長代理 小林 博 |

令和4年6月2日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

高規格救急自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第 47 号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 目 的 | 高規格救急自動車の配備 |
| 2 | 品目及び数量 | 高規格救急自動車 1台 |
| 3 | 取得価格 | 17,461,400円 |
| 4 | 契約の相手方 | 熊谷市佐谷田2089番地1
埼玉日産自動車株式会社 熊谷店
課長代理 小林 博 |

令和4年6月2日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

高規格救急自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第 48 号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 目 的 | 救助工作車の配備 |
| 2 | 品目及び数量 | 救助工作車（Ⅱ型） 1台 |
| 3 | 取得価格 | 127,600,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュ
ビル19階
株式会社 モリタ 東京支店
支店長 山 北 忠 司 |

令和4年6月2日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

救助工作車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第 49 号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 目 的 | 消防ポンプ自動車の配備 |
| 2 | 品目及び数量 | 消防ポンプ自動車（CD-I型） 3台 |
| 3 | 取得価格 | 57,981,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュ
ビル19階
株式会社 モリタ 東京支店
支店長 山 北 忠 司 |

令和4年6月2日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

消防ポンプ自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第50号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和4年6月2日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 50877 号線	大原一丁目 1 7 9 2 番 1 地先	
		大原一丁目 1 7 9 2 番 1 3 地先	
2	市道 50878 号線	大原一丁目 1 7 9 2 番 1 地先	
		大原一丁目 1 7 9 2 番 2 3 地先	
3	市道 90439 号線	村岡字北西原 4 1 9 番 2 地先	
		村岡字北西原 4 1 9 番 4 地先	

議案第 5 1 号

市道路線の廃止について

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 0 条第 3 項の規定により、
別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 4 年 6 月 2 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

道路用地の売払いのため、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 江南6002 号線	塩字北原 1 0 5 0 番地先	
		塩字北原 1 0 4 9 番地先	

